

## 第2節 マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策

取組の詳細は、「2024 事務年度金融行政方針」、「2024 事務年度金融行政方針（実績と作業計画）」のⅡ. 1. (6). ②<sup>1</sup>及び「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024年6月）」（2024年6月28日公表）<sup>2</sup>を参照。

また、上記資料に記載している取組のほか、2024年3月に「公認会計士及び監査法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」<sup>3</sup>の整備を行った<sup>4</sup>。

---

<sup>1</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/resultsandplans.pdf#page=46>

<sup>2</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r5/amlcft/20240628/01.pdf>

<sup>3</sup> ガイドラインの詳細はウェブページを参照。

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240329-7/03.pdf>

<sup>4</sup> 金融機関等に係るガイドライン（「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」）については、2021年11月に公表している。